

令和元年度微小粒子状物質合同調査報告書の作成に係る中間報告

【高濃度日出現状況】

(主担当：茨城県, 副担当：神奈川県)

高濃度事象詳細解析対象期間について、担当自治体及び幹事県で案を作成し、各自治体に確認の上、次のとおり決定した。

1 高濃度事象詳細解析対象期間

令和元年 5月25日～5月28日

<選定理由>

広範囲において日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日 (5月26日, 27日) 及びその前後の日

2 各自治体の常時監視結果

別添のとおり

3 高濃度事象詳細解析対象期間検討時の意見

7月31日～8月3日にかけて、環境基準値を超えない範囲ではありましたが、多くの自治体において PM2.5 濃度が一斉に上昇しており、また埼玉県内では光化学スモッグ注意報が発令されておりました。その状況を踏まえ、埼玉県から Ox と PM2.5 の両方の高濃度事例として7月31日～8月3日も解析対象期間に加えてはどうかという提案がありました。

ご意見を受け、事務局, 埼玉県, 「4.1 高濃度日出現状況」担当自治体で検討した結果、7月31日～8月3日は広範囲で日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないこと、及び全ての自治体の光化学スモッグ注意報の発令状況を収集して検討することがスケジュールの都合上難しい状況でありましたため、上記1のとおり解析対象期間を設定することとし、事務局から各自治体にご連絡しております。